

改革で変わる 国民健康保険

今年5月、国民に広く負担を求める医療保険改革法案が参院本会議で可決、成立しました。平成30年度に運営主体を市町村から都道府県に移し、財政基盤を強化することが柱となっています。この改革について、7月号から3回にわたってお知らせします。



【その1】国民健康保険(税)について

日本では、すべての国民がいずれかの公的な医療保険制度に加入し、安心して医療を受けられる体制（国民皆保険）が整備されています。

国民健康保険とは、国民健康保険法に基づいて、市町村が運営しており、地域住民の助け合いによって、その地域に住所がある方に対して、病気、けが、出産等の場合に給付を行います。

国民健康保険税とは、国民健康保険を行う自治体（長万部町／保険者）が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的として、住民（加入者／被保険者）世帯の世帯主に課税し、納めていただく税金です。

国民健康保険（以下国保）は、自営業、農業者・漁業者の方や会社を退職した方、パート・アルバイト等の方々が加入し、国保税や国からの補助金等の財源により成り立っています。

国では、現在この健康保険制度の改革を進めており、2018年度（平成30年度）を目処に国保運営の都道府県化を目指しています。理由は加入者の高齢化などで、市町村の赤字体質が続いているため、運営の範囲を拡大し、安定させるのが狙いとなっています。

長万部町もこの流れに伴い、来年度以降、段階的に国保税賦課限度額を国の基準に合わせていく必要があります。今後とも、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

以下、参考までに現在の国の限度額と長万部町の限度額をお知らせします。

平成27年4月1日現在（単位／円）

	医療分	支援分	介護分	合計
国	520,000	170,000	160,000	850,000
長万部町	470,000	130,000	100,000	700,000

※長万部町では国の基準限度額より15万円下回っています。

【問 い 合 わ せ 先】

- 国民健康保険の資格については 町民課戸籍医療年金係 ☎ 2-2453
- 国民健康保険税については 税務課税務係 ☎ 2-2452